

請求の範囲

- [請求項1] 段ボールで構成され、第1の範囲及び前記第1の範囲とは異なる第2の範囲に取手が形成自在になっている板状部材を備え、
前記板状部材には、始端から第1の終端へ延びる線状の第1の切込部と、前記始端から第2の終端へ延びる線状の第2の切込部と、前記始端から第3の終端へ延びる線状の第3の切込部と、が形成され、
前記第1の範囲の周縁には、前記第1の切込部と前記第2の切込部とが形成され、
前記第2の範囲の周縁には、前記第1の切込部と前記第3の切込部とが形成されている
梱包材。
- [請求項2] 前記第1の切込部と前記第3の切込部とは、前記始端で直交しており、
前記第2の切込部と前記第3の切込部とは、前記始端で直交している
請求項1に記載の梱包材。
- [請求項3] 前記板状部材は、前記第1の切込部の前記第1の終端と前記第2の切込部の前記第2の終端とを結ぶ直線上に位置している第1の曲げ部と、前記第1の切込部のうち前記始端から前記第1の終端までの間に設けられている部分と前記第3の切込部の前記第3の終端とを結ぶ直線上に位置している第2の曲げ部と、が設けられている
請求項1又は2に記載の梱包材。
- [請求項4] 前記板状部材上に設けられている緩衝材を更に備え、
前記緩衝材は、前記第1の曲げ部に沿って形成されている第1の持手面と、前記第2の曲げ部に沿って形成されている第2の持手面とを含む
請求項3に記載の梱包材。
- [請求項5] 前記板状部材は、前記第1の範囲及び前記第2の範囲とは異なる第

3の範囲に取手が形成自在になっており、

前記第3の範囲の周縁には、一端及び他端を有する線状の第4の切込部が形成され、且つ、前記第4の切込部の一端と前記第4の切込部の他端とを結ぶ直線上に位置している第3の曲げ部が設けられ、

前記第3の曲げ部は、前記第1の曲げ部に平行に設けられ、

前記板状部材は、第1の縁部及び前記第1の縁部に平行な第2の縁部を含む方形状であり、

前記板状部材の面積を2等分割する仮想線であって前記第1の縁部及び前記第2の縁部に平行な仮想線を、範囲分割線とし、前記板状部材の範囲のうち、前記範囲分割線によって分割され、前記第1の縁部が設けられている範囲を第1の分割範囲とし、前記板状部材の範囲のうち、前記範囲分割線によって分割され、前記第2の縁部が設けられている範囲を第2の分割範囲としたとき、

前記第1の分割範囲には、前記第1の範囲、前記第2の範囲及び前記第3の範囲が含まれ、

前記第1の範囲から前記第1の縁部までの距離よりも、前記第3の範囲から前記第1の縁部までの距離の方が長い

請求項3又は4に記載の梱包材。

[請求項6]

前記板状部材は、前記第1の切込部の前記始端と前記第1の切込部の前記第1の終端とを結ぶ直線上に位置している第4の曲げ部が、設けられている

請求項1～5のいずれか一項に記載の梱包材。

[請求項7]

前記板状部材には、前記第1の切込部の前記始端から前記第1の曲げ部へ延びる線状の第5の切込部が、形成されている

請求項3～5のいずれか一項に記載の梱包材。